

# 特定利用者情報に係るガイドライン解説案に 関しての意見・要望

2023年2月24日

一般社団法人 電気通信事業者協会

- 特定利用者情報の適正な取扱いは、事業者として安心・安全なサービスを提供するための重要な責務
- 本規律は、イノベーション、ICT利活用の拡大、内外のルールの変化等に対応した適切な運用と不断の見直しが不可欠
- 本ガイドラインと解説は、価値あるサービスの創造と利用者の利便向上に資するよう、明確な説明や具体的な例示等により内容の充実を図り、関係者の拠り所となることを要望

## 2. 「情報取扱規程」について①

項目	内容
● - 1-2 特定利用 者情報	<p><u>特定利用者情報の該当・非該当は、実務上の対応を検討する上で重要であり、見解をお示しいただくとともに、例示の充実を要望。</u></p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特定利用者情報の定義について、利用者を識別でき、データベース化されている情報が特定利用者情報となる認識だが、CookieIDやIPアドレス等も対象となるのか</li><li>「アカウント（識別符号）」を匿名化等により他者との区別・識別ができない形に加工し、かつ元の「アカウント（識別符号）」へ戻すことができない措置を行い、元の「アカウント（識別符号）」に係る加工元情報を消去し、当該加工後の「アカウント（識別符号）」に紐づけて整理されている情報からは利用者識別不可の状態とした場合、当該情報は「特定利用者情報」には該当しないか</li></ul>

## 2.「情報取扱規程」について②

項目	内容
● - 1- 3-2 指定に際し 電気通信 事業者 に 求めら れる 報告	<p>「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」該当性の判断に必要な利用者数の考え方について、事業者が判断に迷うことのないよう、見解をお示しいただくとともに、必要なものについては解説への記載を検討いただきたい。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば有料のインターネット接続サービスとして、サービスA(利用者数600万人)・サービスB(同200万人)・サービスC(同100万人)の3種類のサービスを提供している場合、法改正趣旨を踏まえ、             <ul style="list-style-type: none"> <li>- サービスA,B,Cの利用者数を合算し、「インターネット接続サービス:利用者数450万以上」と報告</li> <li>- 規律対象規模であるサービスAのみが規律対象とすることが適切であり、事業者間で運用・判断が分かれることのないよう、GL上でその旨明確化を要望</li> </ul> </li> <li>• 特定利用者情報の対象となるサービス（以下、対象サービス）の提供に加え、申込みがあった利用者に関し、料金の一括請求や支払い証明の発行等のオプションサービスを提供する場合、             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当該オプションサービス自体は電気通信役務の提供に関する「料金収納事務」であり、電気通信事業法第2条第6号に規定されている電気通信業務には該当しないと考えられるが、当該オプションサービスの利用者情報は特定利用者情報の対象となり得るか。</li> <li>➢ 特定利用者情報の対象となり得るとした場合、その当該オプションサービスの利用者情報が特定利用者情報に該当するかの尺度としては、当該オプションサービスの契約者数が無料サービス1,000万、有料サービス500万を超えるか否かで判断することとなるか。（それとも、上記対象サービスと同じ役務区分に属するサービスとカウントされるか。）</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 「情報取扱規程」について③

項目	内容
● - 1-4 情報取扱 規程の策 定	<p><u>外国の制度の把握について、以下の内容を要望。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>法改正趣旨から、利用者保護を目的として当該外国の制度把握の必要性は認識</li></ul> <p>一方で事業者にとっては、「利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある外国の制度」について、法令遵守観点での適切な調査の程度・公表の粒度等を自ら設定することが困難であり、調査レベルが明確に示されないと、調査が円滑に実施できず、結果的に利用者への十分な情報提供ができないことを懸念</p> <p>また、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」に該当する外国の制度の具体例について、各事業者による調査・公表の程度を量るうえでの参考として、今後、総務省にて諸外国の該当制度の例等を調査し、総務省HP等にて調査結果を公表していただくものと承知しているが、早期に公表いただくことを要望。</p>

### 3.「情報取扱方針」について①

項目	内容
●- 2-2 情報取扱 方針の記 載内容	<p>情報取扱方針の記載内容について、見解をお示しいただくとともに、例示の充実等を要望。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (3) イについて、情報取扱規定における【安全管理に関する事項の例】・組織的安全管理措置・人的安全管理措置・物理的安全管理措置・技術的安全管理措置の全てを記載することが求められるのか。もしくは個人情報保護法上求められる程度の記載をすれば足りるか。</li> <li>• (3) ロについて、事業者の取り扱う特定利用者情報が個人情報保護法上の保有個人データにも該当する場合であって、改正個人情報保護法の定めに従い外国での当該情報の保存・取扱等について個人情報保護法の定める開示請求を受けた場合に開示する方法を取っていたとしても（本規定と同一の情報が当該開示により取得可能であったとしても）別途、本規定に従い情報取扱方針として開示が必要ということか。</li> <li>• クラウドサービス事業者が委託先に該当するかの観点から、個人情報保護法では「クラウドサービス事業者が、当該クラウドに保存された個人情報を取扱わないこととなっている場合（＝契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合）、委託に該当しない」との考え方が示されているが、特定利用者情報においても同じ考え方であるという理解で正しいか。 利用者に関する情報について、異なる法令の規律を受けた場合であっても、多くの事業者は、利用者の情報を法令ごとに分けて管理するものでないため、管理の仕方が同じになるよう、個人情報保護法と考え方を合わせていただくことを要望する。</li> <li>• 特定利用者情報のデータ確認やデータ加工等の目的で、一時的に海外に情報を保管する場合や一時的に業務委託を行う場合であっても、所在国等の公表は必要か。</li> </ul>

### 3.「情報取扱方針」について②

項目	内容
●- 2-2 情報取扱 方針の記 載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>           外国法制度の調査結果は、個人情報保護法との関係から、個人情報保護委員会が公表する外国法制度の調査結果と同じ場所（同じ掲載先URL）にさせていただくことを要望。            個人情報に該当する特定利用者情報については、個人情報保護法と特定利用者情報の規律の両方を遵守することとなるが、この場合において、利用者へ外国法制度の情報提供が必要になるとき、個人情報保護委員会の調査結果と貴省の調査結果の2つを参照させることは、利用者にとっても分かりづらくなると考えるため。         </li> <li>           どのような範囲で行った調査であれば「合理的に調査可能な範囲で行った調査」に該当することとなるのか、具体例を明記していただくことを要望します。必ずしも事業者独自の現地法令調査を行うことまでは求められていないという理解。         </li> <li>           本項目では既存のプライバシーポリシーに追記して対応することにつき示されており、新設される外部送信規律のガイドライン解説案においても通知等を行うべき事項について既存のプライバシーポリシー等に追記する場合につき示されていると理解している。これらの事項をプライバシーポリシー等に統合して記載する場合の公表方法や記載例等を示していただきたい。         </li> </ul>

## 4. 「特定利用者情報の漏えい報告」について

項目	内容
● - 5-3 「漏えい」の 考え方	<p>特定利用者情報の漏えいの考え方について、見解をお示しいただくとともに、説明の充実を要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信の秘密と、通信の秘密に該当する情報以外の特定利用者情報について、後者は施行規則第 58 条（第 1 項）で、漏えい報告対象となる件数の規範が個人情報法の基準同様に定められているのに加え、個人情報法で漏えいに該当しない外国政府への提供が追加で定められている。</li> </ul> <p>漏えい報告の規範が、一部追加はあるが個人情報法同様に定められており通信の秘密とは異なることも踏まえ、通信の秘密に該当する情報を除く特定利用者情報については、漏えいの定義は個人情報法の定義をベースとし、他人が知りうる状態に置くことなく外部に流出すること及び一定の制度下での外国政府への提供等が漏えいであると考えらるべきではないか。</p> <p>また、解説には、情報別に規範の違いを記載いただくことを要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガバメントアクセスにより外国政府より情報を搾取された場合にも漏洩報告の対象となるということだが、当該漏洩報告はどのように取り扱われるか。 例えば行政指導や総務省による公表等の対象となりうるのか。</li> </ul>